

2017年度版

「学術手話通訳に対応した 通訳者の養成」事業

手話サポーター養成プロジェクト





本事業がめざすこと

Greeting



教育学部 障害児教育講座
金澤 貴之

現在、障害のある方々の大学進学が進む中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月に施行されたことにより、障害のある学生のニーズに応じた支援が法的に義務付けられるようになりました。そして、支援体制の整備が全国的に急ピッチで進められています。特に聴覚障害のある学生の場合、大学の活動の核となる「授業」の音声情報そのものへのアクセスが困難な障害であるために、情報アクセシビリティの確保は大きな課題です。そしてその具体的な支援方法（情報保障）に関しては、パソコン等で音声を文字に変換して提示をするという文字通訳による支援が、ようやく近年になり、全国的に徐々に普及しつつある状況です。しかしながら、聴覚障害学生の中でも、聾学校等で手話を身につけた聾学生にとっては、手話こそが母語であり、躍動感あふれる自然言語である手話による通訳での情報保障も必要としています。しかし、学生を手話通訳者として養成することが困難であることや、地域の手話通訳者が必ずしも学術的な内容の手話通訳に長けているわけではないことなどから、残念ながらまだまだ普及が進んでいないのが現状です。

す。

そのような状況にありながらも、国立大学法人群馬大学では、聴覚障害学生の手話通訳ニーズに対応した支援を実施すべく、全国に先駆けて手話通訳による情報保障の体制整備を進めてまいりました。平成16年度に教育学部で聴覚障害学生への情報保障のために手話通訳者を全国で初めて職員採用したことに始まり、平成17年度には手話通訳技術のある職員採用を含む、障害学生支援に関する学内規定を全学的に整備し、そして現在、障害学生サポートルームには手話通訳技術のある職員と、聴覚障害当事者である職員が常駐し、群馬県内で活躍する手話通訳者の方々のご協力をいただきながら、手話通訳ニーズのある聴覚障害学生への情報保障に積極的に取り組んで、今日に至っております。

一方、群馬県は平成27年3月に全国の都道府県で3番目に手話言語条例を制定し、かつ、同年12月に前橋市でも同条例が制定されたことで、全国で初めて県と市の双方で同条例を制定した県となりました。さらには平成29年9月末には10ヶ所の市町村でも同条例が制定され、今や全国屈指の手話言語条例制定県となっております。また、その県条例においては聴覚障害児を対象とする学校における乳幼児期からの手話環境の整備等が記され、市町村条例においても学校における手話による支援が記されている自治体もあります。そうした自治体の動きに対して、教員養成を行う機関である本学としましても、広く学生に手話についての知識と技術を教授していくとともに、特に特別支援学校教員を目指す学生には教育現場で活用できる確かな手話の技術の習得が求められているところです。

以上のことを背景とし、今年度から群馬大学では、日本財団から助成を受け、群馬県との共同事業として、本事業に着手いたしました。本事業では、主として以下の4点について実施することで、自治体が制定した手話言語条例への学術機関による貢献として、手話通訳者の養成、技術の質の向上を図るとともに、高等教育機関における聴覚障害学生の手話通訳ニーズへの対応の充実を目指してまいります。

- 1) 学部1年生向けの手話習得のための講義の大幅な新規開設。
 - 2) 2年生～3年生対象に手話通訳技術習得のための講義を開設（厚生労働省カリキュラムに準拠）。
 - 3) 本講座修了の学生は「手話サポーター」として聴覚障害学生の支援者として活動
 - 4) 地域の手話通訳者向けの学術手話通訳養成研修講座を開講
- 皆様方からのご指導、ご鞭撻、そしてご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

もくじ

Contents

本事業がめざすこと	01
群馬大学長あいさつ	02
群馬県知事あいさつ・日本財団あいさつ	03
日本手話とは…?	04
「手話通訳者」になるまでのフローチャート	06
群馬大学における手話サポーター養成カリキュラム	07
スタッフ紹介（手話サポーター養成プロジェクト室）	08
（障害学生サポートルーム・学生支援課）	10
（非常勤講師）	11
おわりに	12

「大学で育てる、共生社会の担い手」



群馬大学長
平塚 浩士
Hiroshi Hiratsuka

群馬大学は、全国的にみても障害のある学生への支援体制が必ずしも十分ではなかった時代から、先駆的に障害学生支援に取り組んできた大学の1つです。特に、平成17年度に「群馬大学障害学生修学支援実施要項」を制定し、それまで各学部で個別に行っていた障害のある学生への支援を全学的に統一するとともに、専門支援者を職員として

雇用することを明文化したことは大きな一歩となりました。このことにより、手話通訳を必要とする聴覚障害学生に対しては、専門的な手話通訳技術を持つ職員を採用する取り組みが全学的に始まり、この取り組みは全国的に注目されることとなりました。平成22年度からは、障害学生支援室を全学組織化し、その意思決定のもと、障害学生サポートルームの職員が日々、障害のある学生の支援にあたっています。

このように、聴覚障害当事者の職員と手話通訳技術を持つ職員が常駐していることで、他の学生と同様に聴覚に障害のある学生が安心して勉学に取り組むことができる環境を充実させていくことは、共生社会を大学の中で実現させていく上で非常に大切なことだと考えております。

平成29年度からは、日本財団の助成により、群馬県との共同事業として「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業を開始いたしました。この事業を通じて、聴覚に障害のある学生が育つと同時に、手話通訳技術をもつ学生も育成され、さらに地域の手話通訳者の研修の機会が広がることを期待しています。

「誰もが共生する社会の実現を目指して」



群馬県知事
大澤 正明
Masaaki Osawa

群馬県では、平成27年4月、「群馬県手話言語条例」を施行しました。本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理念や施策推進に必要な事項を定め、ろう者とうろう者以外の者がお互いを尊重し合い、共生する社会の実現を目指しています。

また、平成28年10月には、「群馬県手話施策実施計画」を策定し、現在、これに基づき手話の普及を推進しています。

こうした中、群馬県では、群馬大学と共同で「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業を行うことといたしました。この事業は、専門的な学術用語に対応できる手話通訳者を養成することで、ろう者の学ぶ機会を確保するものです。

本事業により養成した「学術手話通訳に対応した通訳者」が、ろう者とうろう者以外の者が共生する社会の実現に向け、多くの場で活躍することを期待しています。

「高度専門領域に対応した手話通訳者は一億総活躍社会の担い手」



日本財団 ソーシャルイノベーション本部
特定事業部 部長 公益事業部 部長 (兼)
石井 靖乃
Yasunobu Ishii

「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と障害者基本法第三条三号に記されています。

しかし、現実にはろう者の意思疎通手段として手話通訳を選択する機会が十分に確保されているとは言えません。もちろん地域においてはろう者団体や手話通訳関連団体が長きに渡って努力されてきましたが、大学をはじめ高度に専門的な領域においては、ろう者の意思疎通手段を確保するための手話通訳者養成は殆ど取り組まれてきませんでした。

「一億総活躍社会」が政治目標とされる現代において、ろう者が大学での知的活動において、また、卒業後も専門的な職業に就き活躍するために、高度専門領域に対応できる手話通訳者の存在は欠かせません。群馬大学が実施する本事業はまさに時代の要請に沿ったものであり、日本財団はこの事業が国の施策に先鞭をつける画期的なものだと捉え、大いなる期待を持って支援しています。

日本手話とは…?

「手話」とは、耳が聞こえない「ろう者」同士が用いている視覚言語です。そして音声言語が国によって異なり、日本語、フランス語、中国語などがあるように、手話もまた国によって異なり、日本手話、フランス手話、中国手話などがあります。

日本のろう者が、ろう者同士で話す時に用いる日本手話は、音声日本語とは同期せず、語順も異なります。例えば「何?」「どこ?」などの疑問詞は日本手話では文末に置かれます。



いつBBQをやるのですか?



BBQ



やる



いつ

動画はこちらからご覧いただけます ▶▶▶
<https://youtu.be/b8cCpii5osE>



さらに、手話は手だけで表現されるものではなく、眉や顎、目線の動きや口形などが文法的な機能を果たすことも近年になって明らかにされてきています。



もしも雨ならばBBQは中止です。



雨 (+眉上げ)



BBQ



中止 1



中止 2

動画はこちらからご覧いただけます ▶▶▶
<https://youtu.be/YZq-MinO8Wg>



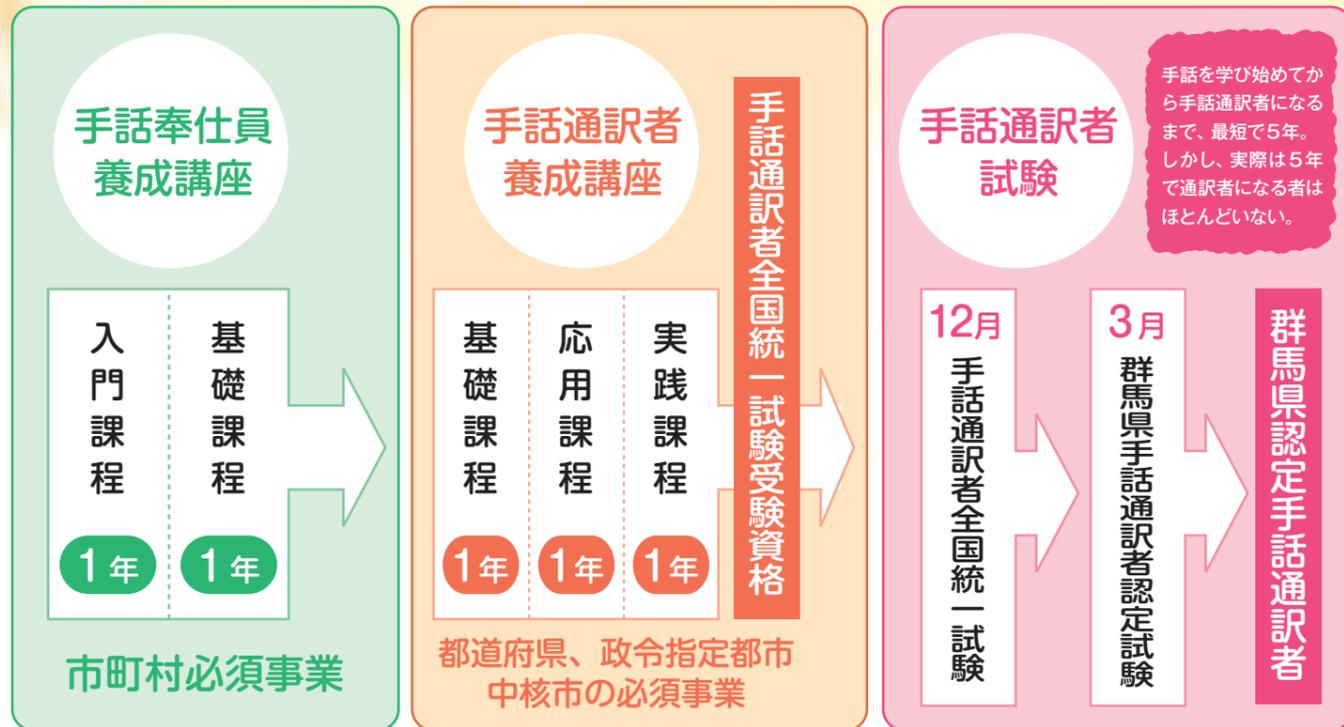
つまり、音声言語と同様に、完成された統語構造をもつ独立した言語であることが、現在は様々な学問的知見によって示されています。

しかしながらその一方で、手話は長い歴史の中で誤解され続けてきました。聴覚障害児教育の歴史の中では、「身振りのようなもの」であり、「不完全なもの」だと言われ続けてきました。また現在でも、多くの人たちの間では、音声言語に手話単語をつけて話すものが手話であると誤解され続けています。

日本手話が、日本のろう者で用いられている自然言語である以上は、手話を学ぶ際には、英語や他の外国語を学ぶのと同様に、文法の理解も必要ですし、言語習得理論に則った会話の学習も重要になります。だからこそ、学術機関である大学で、手話言語学等の学術的成果を踏まえた授業を用意する必要がありますし、体系立てたカリキュラムを用意する必要があると考えています。



「手話通訳者」になるまでのフローチャート



手話奉仕員養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、市町村の必須事業でもある。

手話のできる者（手話奉仕員）を養成する事業であり、住民が手話を本格的に学ぶための講座。厚生労働省認可のカリキュラムに則って実施される。

入門課程と基礎課程があり、これらを修了することで、県が実施している手話通訳者養成講座を受けることが可能になる。

手話通訳者養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、県及び政令指定都市、中核市の必須事業。

「手話通訳」の技術を有する「手話通訳者」を養成する事業である。受講条件が、手話奉仕員養成講座を修了した者、ろう者との手話での会話が可能な者としている。

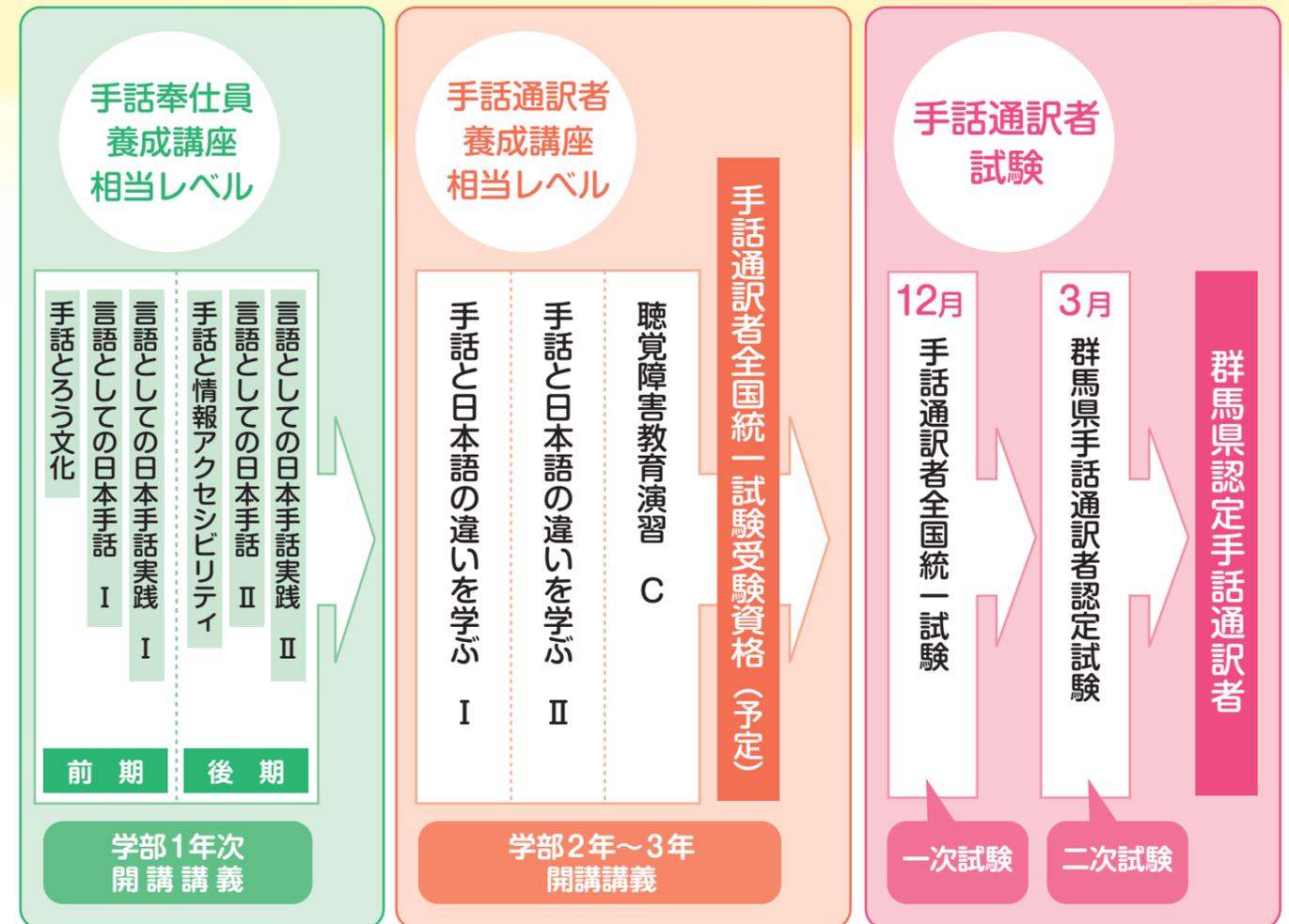
厚生労働省認可のカリキュラムがあり、基本課程、応用課程、実践課程すべての課程を修了した者が、手話通訳者となるための試験を受けることができる。

手話通訳者の試験

手話通訳者になるための試験について、群馬県では以下の試験を実施している。

- ・手話通訳者全国統一試験
社会福祉法人全国手話研修センター主催の全国共通の試験。毎年12月に実施。
群馬県では、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで、県内の受験者を対象に実施している。
- ・群馬県手話通訳者認定試験
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで実施している試験。
手話通訳者全国統一試験に合格した者が受験する。全国手話通訳者統一試験が1次試験とすると、この試験は2次試験に相当する。
認定試験合格者は、群馬県知事の認定を受けて初めて「手話通訳者」として活動することが可能となる。

群馬大学における手話サポーター養成カリキュラム



〈参考〉

※手話通訳士とは？

- ・厚生労働大臣認定の資格であり、毎年10月に手話通訳士試験が実施される。
(実施主体：社会福祉法人聴覚障害者情報文化センター)
- ・合格者は「手話通訳士」として、手話通訳の活動を行なうことができる。
- ・手話通訳者と違って裁判、政見放送等の手話通訳活動が可能である。
- ・群馬県では知事の認定を受けなければ活動はできない。





群馬大学 教育学部障害児教育講座 教授
本プロジェクトリーダー

金澤 貴之

学部生の頃、教育実習で当時東京で唯一手話を幼児期から用いていた聾学校に配属されたことをきっかけに、「手話を覚えなくても聾学校の教員になれる」という大学での教育のあり方に疑問を感じ、「なぜ、聾学校で手話が使われてこなかったのか?」という疑問を持って、聾教育の社会学的研究に取り組み始めました。聾学校での手話の位置づけについて、修士論文のテーマとして取り組む一方で、初めて出会った同年代の聾の大学院生から、「聾教育の研究をしているのに、手話もできないの?」と怒られつつ、聾の方々とのつきあいの中で、手話を学んでいきました。

その後、聴覚障害のある学生が群馬大学教育学部に入学したこと、そしてその翌年には手話通訳を求める聾学生が入学したことで、大学として聾学生の情報保障にどう応えるか、特に手話通訳ニーズにどう応えるかが、自分にとってライフワークの1つとなっていきました。そして1つ1つの課題をクリアしつつたどり着いた答は、大学が聾学生にとって真にインクルーシブな場となるためには、究極的には、プロに授業の手話通訳をお願いするだけではなく、大学全体に手話が広がり、共に学ぶ学生たちみんなが手話で話せるような環境を実現させなければならない、ということです。

そして今年度、ようやくその第一歩を踏み出すことができました。

群馬大学に手話の花が咲き、それが広がっていくことを、ぜひみなさま、暖かく見守っていただき、そして応援していただけたらと願っております。

PROFILE

東京学芸大学を卒業、同大学院修士課程を修了し、筑波大学大学院博士課程を中退。
筑波大学文部技官、助手を経て、2000年4月から、群馬大学教育学部障害児教育講座に講師として着任。現在、同大学教授。「聾教育における手話の導入過程に関する一研究」で2013年3月博士（教育学）取得。
以後、群馬県手話言語条例（案）研究会委員（座長代理）（2014年度）、前橋市手話言語条例制定研究会アドバイザー、同意見交換会委員（2015年度）、群馬県手話施策推進協議会委員 副会長（2015年度～）等、群馬県内外の自治体の手話言語に関する施策推進に大きく寄与。
日本高等教育聴覚障害学生支援ネットワーク（PEPNet-Japan）設立時の2004年度から運営委員として、全国の聴覚障害学生支援の体制整備に尽力。

主な著書

- 編著『聾教育の脱構築』（明石書店、2001年）
- 編著『一歩進んだ聴覚障害学生支援——組織で支える』（生活書院、2010年）
- 単著『手話の社会学——教育現場への手話導入における当事者性をめぐって』（生活書院、2013年）



群馬大学 大学教育・学生支援機構
学生支援センター産学官連携研究員

二神 麗子

PROFILE

日本社会事業大学社会福祉学部卒業、群馬大学大学院修士課程教育学研究科を修了し、現在、群馬大学学生支援センター産学官連携研究員および群馬大学非常勤講師。大学勤務の傍、立命館大学博士後期課程先端総合学術研究科に在学し、社会福祉法人ゆずりは会でろう重複障害者支援のためのコミュニケーション支援員も務める。社会福祉士・手話通訳士。専門は社会福祉、聴覚障害ソーシャルワーク、障害者政策。研究テーマは手話言語条例制定および施策実施における当事者関与のあり方で、修士論文は群馬大学教育学部の顕彰論文として採択された。
本事業は、群馬県手話言語条例制定を受けて、県内の学術機関である群馬大学が担う事業でもあるため、関係諸機関との調整役を主担当。

学生時代に、障害があるというだけで、私たち健常者と同じ機会や経験が得られず、そのために、自身の能力を発揮できないという障害のある方たちの現実があることを知りました。このことをきっかけに、みんなが平等に機会を得られる社会を作るにはどうしたら良いのだろうと、いつも考えるようになりました。

ろう者は音声日本語とは異なる、日本手話という言語の中で生きています。しかし、私を含む、耳の聞こえる人は、「日本人は全員、音声で話すものだ」と思い込んでいるので、手話で話そう者に会うと、どう接すればいいか、最初は戸惑ってしまうと思います。でも、ろう者も私たちと同じものを見て、同じように感動し、手話という言葉で他者と共有することができるのです。共有することで、喜びや楽しみは2倍にも3倍にも膨らみます。

手話という言葉に触れることで、これまで知らなかったろう者の世界を感じ、そして、相手と心を通わせること、コミュニケーションの大切さ、尊さを改めて知ることができると思います。さらに、手話通訳を学び、実践することで、あなたは異なる世界の橋渡しの役割を担うことになります。それは先に述べた、平等な社会を築くための、小さな、けれどもとても大きな意味のある一歩になることなのでしょう。



群馬大学 大学教育・学生支援機構
学生支援センター産学官連携研究員

川端 伸哉

PROFILE

つくば国際大学産業社会学部社会福祉学科卒業（上野益雄研究室）。日本社会事業大学大学院博士前期課程社会福祉研究科修了後、日本社会事業大学非常勤講師を経て、現在、群馬大学学生支援センター産学官連携研究員および群馬大学非常勤講師。日本で初めて、日本手話（動画）で修士論文を提出。専門はLGBT、社会福祉、日本手話。群馬大学では、聾者による直接教授法による日本手話の指導を主担当。

聞こえる人が音のない世界を「知る」ことは、未知の世界に足を踏み入れることと同じなのだと思います。それは、宇宙なのかもしれないし、銀河なのかもしれない。それは、単なる空想の世界であって、実は身近に存在しているのです。同時にその世界を「知る」ことで、これまで見えなかったものが見えるようになるかもしれません。私は生まれた時から、ずっと音のない世界の住人です。音のある世界を身近に感じるたびに、未だに驚きと発見があります。音のある方向に何かあるのか。それを見つかるたびに、パンドラの箱を開けたような気持ちになります。そこには、音を教えてくれる人がいたからこそ、その箱を開けることができ、そのたびに人の繋がりを感じます。

手話というのは、音はないけれど、実は言語なのです。しかし、長い間言葉としてみなされず、様々な障壁、偏見がありました。それでも先人のろう者たちが大事に手話を守り抜いてきたからこそ、今やっと、手話が言語であることが認められたのです。群馬大学から「手話チカラ」の発信！ともに「手話チカラ」を育て、日本にあるもうひとつの言語、「日本手話」を身につけてみよう！きっとあなたの概念が大きく変わることでしょう。そう、「日本手話」は素晴らしい言語なのだから。



障害学生サポートルーム 専門支援者 **古川 香**

PROFILE

群馬大学特別支援教育特別専攻科修了後、香港中文大学に留学し、手話言語学などを2年間学ぶ。2012年に帰国し、現職に就く。情報保障コーディネーター（手話通訳・パソコンテイク）の仕事を行い、聴覚障害学生が円滑に修学できるよう、相談や支援を行っています。

PROFILE

国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科卒業後、群馬大学障害学生サポートルーム専門支援者として勤務。障害学生の就学支援、主に手話通訳コーディネーター、手話通訳を行っています。



障害学生サポートルーム 専門支援者 **中村 愛美**

学生支援課

手話サポーター養成プロジェクトの事務的サポートを行っています。

(左から) 大河原 (学生支援係員)、青木 (課長)、北岡 (学生支援係長)、湯本 (副課長)



Introduction of Staff

非常勤講師紹介



金沢大学人間社会研究域学校教育系 教授 **武居 渡**
担当授業: 「言語としての日本手話A I」



豊田工業大学 教授 **原 大介**
担当授業: 「言語としての日本手話B I」



聴覚障害児 児童クラブきらきら 管理者 **下島 恭子**
担当授業: 「手話とろう文化」



筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授 **白澤 麻弓**
担当授業: 「聴覚障害教育演習C」



大阪大学キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門 講師 **中野 聡子**
担当授業: 「聴覚障害教育演習C」



元国立障害者リハビリテーションセンター学院 手話通訳学科 教官 **宮原麻衣子**
担当授業: 「聴覚障害教育演習C」



群馬大学理事（教育・企画）
副学長
窪田 健二

我が国においても、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されることとなり、大学は障害のある学生をしっかりとサポートしていく役割をもつこととなりました。群馬大学においても、障害のある学生に対する対応要領の策定、合理的配慮の提供についての周知に努めてきたところであります。視覚障害や聴覚障害などのほかに、全国的な傾向としても特に、発達障害のある学生が増えてきているという状況があります。なかなか外見だけでは分からないということから、各大学でも対応に苦慮しているようですが、このような学生への対応も今後の大切な課題であると考えています。

最近色々な場面で「ダイバーシティ」とか「インクルージョン」という言葉を聞きます。もともとは、マイノリティーの人や女性の積極的な雇用や登用など、社会活動への積極的な参加を促すという意味で使われていたようですが、多様な働き方の認知という考えを越えて、

人権という観点から個々人の違いを尊重し認めあい、協働して社会を構成していくという考えとして捉えなおすことができると思います。障害のある人にとっても、社会を構成する一員として自らができる役割を果たしていくこと、またその環境を社会が作っていくことにより、その社会がより活力のあるものとなっていきます。そして大学にあっては、障害のある学生が健常者と同様に同じキャンパスで学び、社会に巣立っていき、社会活動に広く参加していくことが期待されています。

平成24年にロンドンでのオリンピックと並んで開かれたパラリンピック第14回大会は、競技者と観客とが一体となってスポーツを楽しむ姿が全世界の人に感動を与えるものでした。また、4年後の平成28年9月には、リオデジャネイロで開かれたパラリンピック大会において障害のある人たちが色々な競技で力を競っていましたが、障害があることで人生を切り開いていくことが阻害されるのではなく、周囲の理解、ちょっとした配慮や協力により、スポーツを楽しむ自らの目標をより高いものへと掲げていけること、豊かに暮らしていけることが示されました。まだまだその道は険しいものがあると思われませんが、多様な形での共生社会の実現が世界的にも進んでいくと思います。

群馬県は、県内の市町村を含め広く手話言語条例を制定した県であり、聴覚障害のある児童・生徒・学生に対して様々な支援が行われています。その一翼を群馬大学も担っておりますが、今回、日本財団のご支援を受け、群馬県との共同事業としてスタートした本事業を通して、より充実した障害者への支援体制の構築をめざしていきたいと考えております。また、この事業が、群馬県内の地域のつながり、地域の活力をより一層豊かなものとしていくものであると確信しております。



●表紙デザイン
ことばソムリエ かえて（川端伸哉）
雅号は溪楓。師範助教授。
群馬から「手話力（しゅわぢから）」を発信し、全国に広げていこうという想いを込めて作成した。

群馬大学
手話サポーター養成プロジェクト室
〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地
<https://www.facebook.com/gunmasign/>
TEL&FAX 027-220-7157（直通）